

令和2年3月26日

教職員各位

危機対策本部長
大橋 裕一

新型コロナウイルス感染症対策に関する
海外渡航の実施、中止、途中帰国の基準について（通知）

新型コロナウイルス感染症対策に関し、本学では、学生、教職員の安全確保の観点から、当面の間、以下のとおり渡航制限等の措置を行うこととしましたので、お知らせします。

なお、令和2年3月25日、外務省から全世界（各国・地域に発出している危険情報とは別に、全世界に対して一律に）を対象に「レベル2（不要不急の渡航は止めてください。）」の危険情報が発出されておりますので、当該レベルが引き下げられない間は、学内基準に基づき、渡航は「中止」していただきますよう、お願いします。

令和2年3月25日

「新型コロナウイルス対応」危機対策本部決定

海外渡航の実施、中止、途中帰国の基準について（新型コロナウイルス用）

本学教職員及び学生の渡航・帰国の判断は、外務省が発出する国・地域別の海外安全情報（危険情報及び感染症危険情報）によることを原則とするが、当面の間の取扱いを下記のとおりとする。

（外務省海外安全ホームページ：<https://www.anzen.mofa.go.jp/>）

記

外務省の危険情報	教 職 員		学 生	
	命令等に基づく渡航 （私事渡航以外）	所属部局に届け 出た私事渡航	命令等に基づく渡航 （私事渡航以外）	所属部局に届け 出た私事渡航
レベル１： 十分注意してください。	渡航：原則中止 渡航中の場合：原則帰国勧告			
レベル２： 不要不急の渡航は止めて ください。	渡航：中止 渡航中の場合：帰国勧告or命令		渡航：中止 渡航中の場合：帰国勧告	
レベル３： 渡航は止めてください。 （渡航中止勧告）	渡航：中止 渡航中の場合：帰国命令			
レベル４： 退避してください。渡航 は止めてください。 （退避勧告）	渡航：中止 渡航中の場合：帰国命令			

- ※ 帰国勧告：安全・確実に帰国できるようになり次第、速やかに帰国する。
- ※ 帰国命令：安全・確実に帰国できるようになり次第、速やかに帰国する。なお、帰国命令に従わなかった場合は、新型コロナウイルスに係る「公欠」などの優遇措置を受けられない可能性がある。
- ※ 感染症危険情報は、危険情報の4段階のカテゴリーごとの表現に収まらない感染症特有の注意事項を状況に応じて追加で付記されるため、4段階のカテゴリー以外で注意事項が発出された場合は、その都度危機対策本部にて判断する。
- ※ 海外からの帰国者（教職員及び学生）については、帰国後2週間自宅等において健康観察を行う。また不要不急の外出は控え、その間は、出勤及び登学は行わない。なお、帰国後2週間の健康観察で以下の症状が出た場合には、愛媛大学総合健康センターへ連絡を行う。
- ・ 37.5℃以上の発熱
 - ・ 風邪症状（咳・のどの痛み・下痢・嘔吐・体のだるさ（倦怠感））
 - ・ 息苦しさ（呼吸困難）
- ＜総合健康センター：089-927-9193 （平日：8:30～17:00）＞
（夜間や休日は愛媛県・松山市の相談窓口へ連絡：089-909-3468）
- なお、帰国後2週間について、教職員は就業禁止（有給）となるため、各部局総務担当チームに申し出ること。
- また、学生については、所属学部・研究科の学務担当チームに連絡を行うこと。
- ※ 国際緊急援助等での渡航については、その都度危機対策本部にて判断する。
- ※ 教職員及び学生が海外渡航する際は、事前に海外渡航届を提出することを義務付けている。
- 提出先
- ・ 教職員 各部局総務担当チーム
 - ・ 学生 城北地区：教育学生支援部教育支援課各学部チーム
重信地区：医学部学務課
樽味地区：農学部学務チーム